

第5章 履修単位または科目修了の認定・試験・進級・卒業等

第22条 (学業成績)

学業成績は学科試験及び実習並びに平素の成績により評定し、優・良・可・不可をもって表わし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

第23条 (履修単位または科目修了の認定及び単位互換による履修免除)

校長は、前条の合格者に対し当該科目の履修単位または当該科目の修了を認定する。

2. 臨床検査技師学校養成所指定規則別表二に掲げる他の教育施設で取得した単位を臨床検査技師科における履修に替えて認定することができる。

第24条 (試験)

試験は定期試験及び臨時試験の区別により、校長が定める学科目並びに実習について行なう。

定期試験は学期末試験とする。

2. 臨時試験は校長が必要と認めたとしに行なう。

第25条 (受験資格)

試験を受けるには、講義科目は学則別表に定める授業時間数の2/3以上出席しなければ受験資格を得ることができない。また、実習科目は学則別表に定める授業時間数の4/5以上出席しなければ受験資格を得ることができない。

第26条 (合格点)

各試験の成績は一科目100点満点として60点以上を合格とする。

第27条 (再試験及び最終試験)

試験成績が不合格の学生は、その科目について再試験を行なうことがある。

2. 再試験が不合格の学生は最終試験を行なうことがある。

第28条 (追試験)

試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

第29条 (進級)

当該学年の所定授業科目の履修認定を得た者は、次学年へ進級するものとする。

2. 進級の認定は、別にこれを定める。

第30条 (卒業)

校長は所定の単位をすべて履修した者に卒業を認める。

第31条 (卒業証書等)

校長は前条の規定により卒業を認めた者に対し、卒業証書・称号を授与する。

2. 本校の所定の専門課程の修了者には、専門士の称号を付与する。